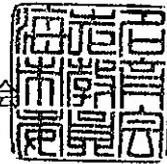




海老名市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年2月19日

海老名市教育委員会



教育長 伊藤文康

海老名市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部を改正する
規則

海老名市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則（昭和35年教委規則第1号）の一部を次のとおり改正する。

第3条第1項第4号中「4月6日が第2号に該当する場合は4月1日から4月7日」を「同日が第2号に掲げる日に当たる場合は、その直後の月曜日」に改め、同項第5号を次のように改める。

(5) 夏季休業

ア 小学校 7月21日から8月31日まで

イ 中学校 7月21日から8月26日まで

第14条第1項中「置き、」の次に「学校教育法（昭和22年法律第26号）第37条第2項（同法第49条において準用する場合を含む。）に規定する」を加える。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。